

## (LC4) 継続教育実施委員会規則

平成13年9月22日 制定  
平成20年3月19日 一部改正  
平成23年11月18日 //

### (目的)

**第1条** 継続教育実施委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会継続教育制度に係わる事項を審議し、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (活動)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 継続教育に係わる事項の基本方針等の審議
- (2) 継続教育プログラムに関する活動
- (3) 継続教育に係わる各種事業の調整など制度の活用に関する活動
- (4) 継続教育制度の普及に関する活動
- (5) その他、継続教育制度に関する活動

### (構成)

**第3条** 委員会の構成は、次のとおりとする。

#### (1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は次のとおりとする。

委員会 ┌ 幹事会 ─ 小委員会 ─ 分科会  
         └ 連絡会議

- 2) 小委員会の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

#### (2) 構成員

- 1) 委員会の構成員は、委員長、副委員長、委員、幹事長、幹事とし、その職務は次のとおりとする。
  - ・委員長：委員会を代表し、委員会事業を統括する。
  - ・副委員長：委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
  - ・委員：委員会事業を遂行する。
  - ・幹事長：委員長を補佐し、委員会事業を処理するとともに、幹事会を統括する。
  - ・幹事：幹事長を補佐し、委員会事業を処理する。
- 2) 幹事会の構成員は、幹事長、幹事とする。
- 3) 連絡会議の構成員は、議長、幹事会および土木学会の常置委員会の代表等を構成員とする。
- 4) 小委員会の構成員は、小委員会委員長、小委員会委員、小委員会幹事長、小委員会幹事とし、その職務は上記の委員会の職務を小委員会の職務に読みかえることとする。
- 5) 小委員会委員長は、委員会委員から選出することとする。
- 6) 委員会等の構成員の人数は、次のとおりとする。
  - ・委員会：16名程度
  - ・幹事会：6名程度
  - ・小委員会：1小委員会あたり10名程度
  - ・分科会等：適宜とする

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

(1) 委員長

- 1) 委員長の選出は、委員会委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。なお、委員長の選出（交代）時期は土木学会委員会規程第4条（任期）の(1)によることとする。
- 2) 委員長の任期は、1期2カ年とし、再任を妨げない。

(2) 委員等（副委員長、委員、幹事長、幹事）

- 1) 委員等の選出は、委員長の推薦により会長が委嘱する。なお、委員長の選出（交代）時期は土木学会委員会規程第4条（任期）の(1)によることとする。
- 2) 委員等の任期は、1期2カ年とし、再任を妨げない。
- 3) 委員等の半数程度を毎年改選することとする。

(運営)

第5条 委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 会議等の開催

- 1) 委員会は委員長が招集して開催する。
- 2) 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合は、その結果を委員に通知する。
- 3) 幹事会の開催は、前記1)、2)を幹事長に読みかえる。
- 4) 連絡会議の開催は、前記1)、2)を連絡会議議長に読みかえる。
- 5) 小委員会の開催は、前記1)、2)を小委員会委員長に読みかえる。

(2) 事業計画および予算

本委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い『事業計画および予算』を作成し担当理事を経て提出する。

(3) 事業報告

本委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い『事業報告』を作成し担当理事を経て提出する。

(4) 成果の報告

本委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、技術推進機構とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成13年9月22日 理事会議決） この内規は、平成13年9月22日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この内規は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。